

# 令和6年中泊町教育委員会3月定例会会議録

日時 令和6年3月18日（月）

午前9時00分

場所 中泊町役場2階 委員会室2

## 【議事日程】

開会

- 1 会議録署名委員の決定
- 2 会期の決定
- 3 議案第11号 中泊町教育委員会事務局及び出先機関の人事異動について
- 4 議案第12号 中泊町公民館規則の一部改正について
- 5 議案第13号 中泊町公民館車管理規則の廃止について
- 6 議案第14号 中泊町教育委員会事務局の組織及び運営に関する規則の一部改正について
- 7 議案第15号 中泊町立小学校及び中学校の管理運営に関する規則の一部改正について
- 8 議案第16号 中泊町立小学校及び中学校の職員の服務等に関する規程の一部改正について
- 9 議案第17号 中泊町立小中学校事務共同実施組織運営規程の一部改正について
- 10 議案第18号 中泊町立小中学校事務共同実施推進協議会設置要綱の一部改正について
- 11 議案第19号 宮越家住宅・資料保存活用検討委員会委員の委嘱について
- 12 議案第20号 令和6年度中泊町地域学校協働活動推進員の委嘱について
- 13 議案第21号 令和6年度中泊町立学校医・学校歯科医及び学校薬剤師の委嘱について
- 14 議案第22号 令和6年度中泊町学校評議員の委嘱について
- 15 報告第2号 令和6年度当初予算の概要について
- 16 その他

閉会

**【出席委員】**

教育長 鈴木 信也、教育長職務代理者 宮越 寛、委員 佐井川 智道、  
委員 東山 綾子、委員 角田 龍二

**【欠席委員】**

なし

**【説明のため出席した職員】**

教育課長 田中 綾人、課長補佐 宮越 敏宜、課長補佐 白崎 春樹、

**【署名委員】**

委員 東山 綾子、 委員 角田 龍二

(午前9時00分 開会)

○教育長 定刻となりました。それでは、ただいまの出席委員数は5名です。定足数に達していますので、これより令和6年中泊町教育委員会3月定例会を開会します。

本日の議事日程は、お手元に配付されているとおり、12議案、1報告、その他となっております。

日程第1、「会議録署名委員の決定」を行います。会議録署名委員は、会議規則第20条第3項の規定に基づき、東山 綾子 委員、角田 龍二 委員を指名します。

日程第2、「会期の決定」を議題にします。お諮りします。本定例会の会期は、本日1日としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○教育長 「異議なし」と認めます。したがって、本定例会の会期は、本日1日と決定しました。

#### <議案第11号>

○教育長 これより「議事」に入ります。

日程第3、議案第11号「中泊町教育委員会事務局及び出先機関の人事異動について」を議題にします。

事務局に説明を求めます。

○教育課長 議案第11号「中泊町教育委員会事務局及び出先機関の人事異動について」ご説明いたします。ただいま配布した内示書をご覧ください。

令和6年度の事務局職員の定期人事異動についてはかねてより、町長部局と教育長が調整を重ね、3月4日の庁議において人数が内示されたところです。

その上で、今回お示ししているものが人の出入りに関する内示になります。

今回の人事異動では、学校教育係の青山順哉が町長部局に出向し、文化観光交流協会へ派遣の三上朝広が青山と交代で学校教育係に配属されます。

一方、社会教育係・体育係ですが、近年の事務処理の状況をふまえ、生涯学習係として一本化しました。これは係の枠にとらわれることなく担当事務を流動化させるための措置でございます。

なお、生涯学習係全ての職員が内示されておりますが、実質的には永きにわたって社会教育、社会体育係に在籍していた田中寿和係長が町長部局に出向しまして、体育

センターの今総括主幹が事務局勤務となります。

先にご説明しましたとおり、体育センターは完全民間委託となるため、今総括主幹は体育センターには常駐いたしません。

その他、中央公民館の成田主幹は任期満了によって退職となり、こちらは施設が廃止となります。残りの事務局、教育機関の事務職員は留任となります。

以上、本件のご説明といたします。どうぞよろしく願いいたします。

○教育長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(なしの声あり)

○教育長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

○教育長 それでは議案第11号を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○教育長 異議なしと認めます。したがって、議案第11号は、原案のとおり可決されました。

#### <議案第12号～議案第13号>

○教育長 日程第4、議案第12号「中泊町公民館規則の一部改正について」、日程第5、議案第13号「中泊町公民館車管理規則の廃止について」ですが、関連がありますので日程第4及び日程第5を一括して議題とし、採決は議案ごとに行います。

事務局に説明を求めます。

○教育課長 議案第12号「中泊町公民館規則の一部改正について」、議案第13号「公民館車管理規則の廃止について」関連がありますので一括してご説明いたします。議案書をご覧ください。

先にご説明していた中央公民館施設の廃止ですが、令和6年第1回中泊町議会定例会で「中泊町公民館条例」の一部改正が議決され、予定どおり、条例上は3月31日をもって廃止されることが決定しました。その改正に併せ、今回提出の2規則について改正及び廃止が必要となるため、お諮りするものになります。

具体的に申し上げますと、中泊町公民館規則の一部改正では、第2条の使用時間に関する規定から「中央館」を削除し、また、中泊町公民館車管理規則は、中央公民館の廃止に伴って従来の公民館バスが4月1日から「町民バス」として運用されることから、規則を廃止するものでございます。

以上、本議案のご説明といたします。よろしく願いいたします。

○教育長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(なしの声あり)

○教育長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

○教育長 それでは議案第12号を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○教育長 異議なしと認めます。したがって、議案第12号は、原案のとおり可決されました。

○教育長 議案第13号を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○教育長 異議なしと認めます。したがって、議案第13号は、原案のとおり可決されました。

#### <議案第14号>

○教育長 日程第6、議案第14号「中泊町教育委員会事務局の組織及び運営に関する規則の一部改正」についてを議題にします。

事務局に説明を求めます。

○教育課長 議案第14号「中泊町教育委員会事務局の組織及び運営に関する規則の一部改正について」ご説明いたします。議案書をご覧ください。

議案第11号で令和6年度定期人事異動の内示をご承認いただいたところですが、その中でも説明いたしました教育課社会教育係、社会体育係の統合について、規則の規定を改正するのが本議案になります。

第2条において、事務局に置く係を「生涯学習係」と改正するほか、時代や現在の法令等に適合しなくなった文言について調整を行っております。

以上、本議案のご説明といたします。よろしくお願いたします。

○教育長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(なしの声あり)

○教育長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

○教育長 それでは議案第14号を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○教育長 異議なしと認めます。したがって、議案第14号は、原案のとおり可決されました。

**<議案第15号～議案第18号>**

○教育長 日程第7、議案第15号「中泊町立小学校及び中学校の管理運営に関する規則の一部改正について」、日程第8、議案第16号「中泊町立小学校及び中学校の職員の服務等に関する規程の一部改正について」、日程第9、議案第17号「中泊町立小中学校事務共同実施組織運営規程の一部改正について」、日程第10、議案第18号「中泊町立小中学校事務共同実施推進協議会設置要綱の一部改正について」ですが、関連がありますので日程第7から日程第10までを一括して議題とし、採決は議案ごとに行います。

事務局に説明を求めます。

○教育課長 議案第15号「中泊町立小学校及び中学校の管理運営に関する規則の一部改正について」、議案第16号「中泊町立小学校及び中学校の職員の服務等に関する規程の一部改正について」、議案第17号「中泊町立小中学校事務共同実施組織運営規程の一部改正について」、議案第18号「中泊町立小中学校事務共同実施推進協議会設置要綱の一部改正について」関連がありますので一括してご説明いたします。議案書をご覧ください。

今回の4例規の改正についてですが、大きく分けて2つの目的があります。1つ目は、学校事務の簡素化及び教職員の働き方改革であります。議案第15号では、長期の私事旅行や出張の届出に関して要件を緩和したほか、議案第16号では、学校から校長や教育委員会に届け出る各種書類への押印を可能な限り廃止するのが主な改正点です。もう1つの目的は、学校事務の共同実施組織を「共同学校事務室」とするものであります。議案第15号の第22条の2がその該当条項であり、運営規程・協議会設置要綱が議案第17号、議案第18号になりますが、このような名称及び規程類を整備することで、県から配置される学校事務職員を少しでも多く確保するために改正するものです。

そのほか、議案第15号では第9条の2で学校評価の公表に関する規定を追加、第17条の分校主任に関する規定を削除、第21条の司書教諭の条項は学校図書館の基

準に合わせて必置規定を改正、第27条においては育児短時間休業に対応する規定がなかったため追加、議案第16号では、第8条・第9条にタイムレコーダーや出退勤システムの利用を想定した規定を追加、第22条の修学旅行の延長に対する承認規定の削除などを行っております。

以上、本議案のご説明といたします。よろしくお願いいたします。

○教育長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○宮越委員 学校の先生方が大変だということで、こういう学校事務の簡素化をどんどん進めていってほしいと思います。ただ進めるといっても、慎重に考えながら進めていただければと思います。

○教育長 1年かけて働き方改革でそういうものやってきたんですけど、県教委との関わりもありますので、その辺のところと補完しながらやれるものやっていくというふうに考えています。

○教育課長 今回規則を変えるにあたって、学校からわざわざガソリンを使って運ばなくていいような届け出システム使ったりとか、そういう策はいろいろやってはおりますが、公印があると重要な書類として扱われるので、できれば公印押印を不要にするための規定改正は必要だということで、今回の改正案として提案しております。

○教育長 他に何か質疑はありませんか。

(なしの声あり)

○教育長 議案第15号を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか

(異議なしの声あり)

○教育長 異議なしと認めます。したがいまして、議案第15号は、原案のとおり可決されました。

議案第16号を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○教育長 異議なしと認めます。したがいまして、議案第16号は、原案のとおり可決されました。

議案第17号を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○教育長 異議なしと認めます。したがいまして、議案第17号は、原案のとおり可決されました。

議案第18号を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○教育長 異議なしと認めます。したがいまして、議案第18号は、原案のとおり可決されました。

○教育長 日程第11、議案第19号「宮越家住宅・資料保存活用検討委員会委員の委嘱について」を議題にします。

事務局に説明を求めます。

○教育課長 議案第19号「宮越家住宅・資料保存活用検討委員会委員の委嘱について」ご説明いたします。議案書をご覧ください。

本委員につきましては、宮越家住宅・資料の保存活用を図るために設置されるものであり、同委員会設置要綱第3条に基づき、「文化財について専門的知識を有する者」「学識経験を有する者」「その他教育委員会が適当と認める者」のうちから10人以内で、教育委員会が委嘱することとなっています。このたび、令和6年3月31日をもって現委員の任期が満了となることから、後任の委員の委嘱についてお諮りするものでございます。なお、任期については、令和6年4月1日から同8年3月31日までの2年間となります。

今回委嘱する方々ですが、議会議員からの委嘱は終了とし、また、ボランティアガイドの会会長を充てていた部分は、観光行政を所管する水産商工観光課長としました。その他の方は、再任としております。

いずれの方も宮越家の保存や公開に関して造詣が深い方々であり、適任であると存じますのでよろしくお願いいたします。

○教育長 これから質疑を行います。質疑は、ありませんか。

(なしの声あり)

○教育長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

○教育長 それでは議案第19号を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○教育長 異議なしと認めます。したがいまして、議案第19号は、原案のとおり可決されました。

○教育長 日程第12、議案第20号「令和6年度中泊町地域学校協働活動推進員の委嘱について」を議題にします。

事務局に説明を求めます。

○教育課長 議案第20号「令和6年度中泊町地域学校協働活動推進員の委嘱について」ご説明いたします。議案書をご覧ください。

本推進員につきましては、地域と学校が連携及び協働して、子どもたちの成長を軸とした学ぶ力を育むとともに、地域とのつながりを深めて地域づくりを促進することを目的とし、社会教育法第9条の7第1項及び中泊町地域学校協働活動推進員設置要綱に基づき、地域学校協働活動推進員を設置するものであり、先月の定例会で本部設置と推進員の設置に関する要綱制定をご承認いただいたところです。

このたび、令和6年3月31日をもって現推進員の任期が満了となることから、後任の推進員の委嘱についてお諮りするものです。なお、同要綱第5条の規定により、各校から後任の推進員について推薦をいただいております。議案の名簿に掲載されている方々は、学校から推薦があった方になります。推薦の状況ですが、中里小学校・薄市小学校・中里中学校・こども学園は再任、武田小学校は新任の方が推薦されております。

いずれの方も学校及び地域からの信頼が厚く、適任であると存じますのでよろしく願いいたします。

○教育長 これから質疑を行います。質疑は、ありませんか。

(なしの声あり)

○教育長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

○教育長 それでは議案第20号を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○教育長 異議なしと認めます。したがいまして、議案第20号は、原案のとおり可決されました。

○教育長 日程第13、議案第21号「令和6年度中泊町立学校医・学校歯科医及び学校薬剤師の委嘱について」を議題にします。

事務局に説明を求めます。

○教育課長 議案第21号「令和6年度中泊町立学校医・学校歯科医及び学校薬剤師の委嘱について」ご説明いたします。議案書をご覧ください。

本議案は、学校保健安全法第23条第1項及び第2項において、各学校に学校医、学校歯科医及び学校薬剤師を置くことと規定されており、中泊町立学校医、学校歯科医及び学校薬剤師に関する規則第3条に基づき、中泊町教育委員会が委嘱するものがあります。このたび、令和6年3月31日をもって任期が満了となることから、後任の学校医、学校歯科医、学校薬剤師の委嘱についてお諮りするものです。

なお、今年度からの変更点としましては、中里小学校及び薄市小学校の学校薬剤師が同一の薬剤師でしたが、来年度から別々の薬剤師とする予定でございます。その他は皆さん再任でございます。

いずれの方も学校及び地域からの信頼が厚く、適任であると存じますのでよろしくお願いたします。

○教育長 これから質疑を行います。質疑は、ありませんか。

○宮越委員 学校薬剤師は具体的にどういう仕事をするものですか。

○宮越課長補佐 学校の水質検査や照明の明るさや教室の二酸化炭素の濃度などを調査して、学校へ報告しております。

○教育長 他に何か質疑は、ありませんか。

(なしの声あり)

○教育長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

○教育長 それでは議案第21号を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○教育長 異議なしと認めます。したがって、議案第21号は、原案のとおり可決されました。

○教育長 日程第14、議案第22号「令和6年度中泊町学校評議員の委嘱について」を議題にします。

事務局に説明を求めます。

○教育課長 議案第22号「令和6年度中泊町学校評議員の委嘱について」ご説明いたします。議案書をご覧ください。

本議案は、中泊町立小学校及び中学校の管理運営に関する規則第25条において、各学校に学校評議員を置くことと規定されており、中泊町学校評議員運用規程第4条

に基づき、中泊町教育委員会が委嘱するものであります。このたび、令和6年3月31日をもって任期が満了となることから、後任の評議員委嘱についてお諮りするものです。

なお、名簿の方々は、同規程第4条第2項の規定に基づき、あらかじめ学校長から推薦された皆さんであり、令和5年度と全く同じ推薦状況となりました。

いずれの方も学校及び地域からの信頼が厚く、適任であると存じますのでよろしくお願いいたします。

○教育長 これから質疑を行います。質疑は、ありませんか。

○宮越委員 中里小学校だけ評議員が2人なのは、何か事情があるのですか。

○宮越課長補佐 中里小学校は、ここ数年2人になっています。

○教育課長 規定上は3人以内ということで、問題はないのですが、学校の事情だと思えます。

○東山委員 小泊小・中学校は評議員がないのですか。

○教育課長 小泊地域は、コミュニティスクール（学校運営協議会）なので、学校評議員は存在いたしません。

○教育長 将来的に中里地域の学校も一貫校になればCS（コミュニティスクール）を目指していきたいと考えています。

○教育長 他に何か質疑は、ありませんか。

（なしの声あり）

○教育長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

○教育長 それでは議案第22号を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○教育長 異議なしと認めます。したがいまして、議案第22号は、原案のとおり可決されました。

○教育長 日程第15、報告第2号「令和6年度当初予算の概要について」を議題にします。事務局に説明を求めます。

○教育課長 報告第2号「令和6年度当初予算の概要について」ご説明いたします。議案書をご覧ください。

令和6年度の当初予算ですが、先週金曜日の3月15日、令和6年第1回中泊町議会定例会で承認されたところです。教育委員会所管予算につきましては、一部、第8

款の土木費にも運動公園管理費がございますが、第10款教育費の総額は836,229千円となり、前年度当初と比較しますと316,940千円、率にして61.03%の大幅な増となっています。順を追って説明しますので、資料をご覧ください。

まず、第8款土木費の中で、運動公園の管理費になります。公園費の17,051千円の主な歳出としては、管理棟のエアコン設置205千円、陸上競技場のウレタン補修で495千円、野球場の不陸整正工事で858千円、それから陸上競技場の物置小屋の設置で1,100千円、こういったものが計上されております。

次のページをご覧ください。

次に第10款教育費になりますけれども、ここも主なものをご説明させていただきますが、事務局費でICT支援員を新規に設置し1,013千円計上しております。それから、公設塾の運営は今年度から通年実施ということになりますので、22,282千円を計上しております。それから3点目のメタバースによる英語教育の運営、これは薄市小中学校で通年実施ということになりますので、1,574千円を計上しております。それから次は、新規になります理科教育設備等を購入。これはいわゆる理振と呼ばれるもので、こちらの備品購入1,674千円を計上しました。それから電子黒板の購入で2,245千円、これを事務局費に計上しております。

次は学校建設費ですが、これは令和11年の義務教育学校設置に向けて中里中学校の耐力度診断及び統合の検討業務、こういったことを行いますので、この業務に13,728千円を計上しております。それから学校管理費では、86,208千円を計上していますが、主なもので小学校の教科書改訂による教師用の指導書購入で16,552千円の計上、それからスクールバスの特別運行で、8,000千円ほど増額になり、31,459千円になります。これは昨年の10月、国土交通省告示により貸切バス運賃の下限額が引き上げられたため、大幅な増額となったものです。それから小中一貫校の学校管理費で19,507千円ですが、こども園の電気料が高く、10,898千円ほどの予算を計上しております。

次のページをご覧ください。

中央公民館費になりますが、中央公民館閉館に伴って2,800千円ぐらいの減額になっております。これは施設の廃止に伴う減ということになりますが、公民館教室、それから高齢者教室、町民文化祭などの予算は、当然ながら存続させて予算計上しております。

次の文化財保護費では、静川園調査事業として5,064千円、今年度も継続してまいります。今年度は、報告書の完成までになり、報告書のできいかんによって国名勝に

指定されるかどうかということになると思います。

それから総合文化センターは、前年度から見ますとだいぶ増えており 584.2%ということになりますが、主なものがパルナスの改修事業で、240,000 千円ほどになります。改修事業の中で優先して取り組むのが冷暖房の改修、それから舞台装置のワイヤーの交換、ホールの吊り天井の改修、そういったものが主になります。

次の図書館費は、図書館システムの更新で 26.7%増額となりますが、サポート切れに伴い5年から7年に1回更新しなければならないため、6,723 千円計上しております。

最後のページになります。

海洋センター費は、こちらも 53.6%増えており、主に備品購入になります。老朽化しているプールの掃除機や SUP、ベンチ、フロア、こういったものを備品購入として更新するため計上いたしました。

以上簡単ですが、予算のご説明といたします。よろしく願いいたします。

○教育長 今の説明で、詳細な部分とか、お聞きになりたいところとかありますでしょうか。

○宮越委員 2 ページ目の社会教育費のところでは 178.4%の伸び率と 3 ページの SUP って何ですかね。

○教育課長 これは社会教育費全体として 178.4%の伸び率で、主な要因はパルナスの改修ということになります。あと SUP なんですけども、サーフボードよりちょっと短いような感じなんですけども、そのボードに立ったり座ったりとかして、パドルで漕いでいくものです。

○東山委員 文化センターの改修事業ですけど、外壁の修理とかは。

○教育課長 外壁の修理は来年度計画しようかと思っております。理由として、屋上の防水シートも一緒にやっていきたいと考えておりますので、足場を別々に架けるよりは一気にやりたいこともあり、今回は外に足場を架けない工事を優先し、来年度は足場を架ける工事をやっていきたいと考えております。来年度も結構な費用がかかると見込まれます。

○教育長 パルナスも今まで長い間本格的な修繕が組まれていなかったため、これから何年かけて残していくために大規模改修工事をやると、今年が初年度で予算がついて、これからスタートだという感じでございます。

○教育長 他に何かありますか。

(なしの声あり)

○教育長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

<その他>

○教育長 日程第16、その他として、何かありますか。

①「小・中学生の就学校変更（指定校変更・区域外就学）に係る許可基準について」

・許可基準について令和6年4月1日から適用し、ホームページへアップする。

○宮越課長補佐 4月の定例会は4月30日（火）10:00を予定しています。

○教育長 他によろしいですか。

（なしの声あり）

○教育長 以上で、本日の日程はすべて終了しました。1年間ありがとうございました。

これをもって、令和6年中泊町教育委員会3月定例会を閉会します。

（午前10時24分 閉会）

署 名

中泊町教育委員会会議規則第20条第3項の規定により、ここに署名する。

令和6年 月 日

教 育 長 鈴 木 信 也

署 名 委 員 東 山 綾 子

署 名 委 員 角 田 龍 二

会議の書記

中泊町教育委員会

教育課課長補佐 宮 越 敏 宜